六　火薬類取締法関係法令の規定

火薬類取締法の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則（昭和三十五年総理府・通商産業省・運輸省令第一号）	第一条第二項

七　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）	第十六条において読み替えて準用する第一条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項

八　道路交通法関係法令の規定

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第百八条の二十第二項及び第百九条の三第一項
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第三十九条の二第三項及び第七項並びに第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において読み替えて準用する第三十九条の二第三項及び第七項
交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）	第一条第一項並びに第五条第一項及び第二項
盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）	第二条第一項及び第五条第二項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）	第三条第一項、第六条第二項及び第十五条第一項
外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）	第二条第一項及び第五条第二項
交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）	第十二条において読み替えて準用する第一条第一項並びに第七条第一項及び第二項

九　自動車安全運転センター法関係法令の規定

自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）	第十条第一項及び第三十四条第一項
自動車安全運転センター法施行規則（昭和五十年総理府令第五十三号）	第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第十一条並びに第十二条第一項及び第二項